



野焼きは法律で原則禁止されています

野外でのごみの焼却(野焼き)は、特別な例外を除いて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。また、ドラム缶を使用したり、ブロックを積んだりして野焼きをすることも禁止されています。

《例外として野焼きが認められるもの(抜粋)》

- ◎農業、林業、漁業を営むためにやむを得ず行われる廃棄物の焼却
例：稲わら、林業で伐採した枝、漁網に付着した海産物の焼却等(廃ビニールの焼却等は含まれません)
- ◎風俗慣習上または宗教上の行事を行うための焼却
例：とんど焼き等における不要となった門松・しめ縄等の焼却



例外として認められている場合であっても、「部屋に煙が入ってきて困る」、「洗濯物に臭いがついて困る」等、周辺から生活環境上の苦情がある場合は速やかに消火していただく必要があるほか、行政指導の対象になります。周辺住民の方に配慮して行ってください。

おたずね／環境政策課 ☎ 21-6987

出雲市再生可能エネルギー設備等導入補助金のご案内

市内において再生可能エネルギーに係る設備を導入する市民の皆さまに対し、設備費用の一部を補助します。

補助対象となる設備		補助金額
1. 住宅用太陽光発電設備	設備の最大出力が10kW未満のもの	太陽電池の最大出力1kW(小数点第2位以下切捨)あたり3万円 【上限：12万円】
2. 蓄電池設備	蓄電容量が1kWh以上のもので、住宅用太陽光発電により発電した電気を蓄え、必要に応じて消費されるもの	設置費用の全額(千円未満の端数切捨) 【上限：7万円】 ※県の事業見直しに伴い、上限額を変更しています。
3. 太陽熱利用設備(ソーラーシステム)	太陽熱を給湯または冷暖房に利用する設備で、集熱器と貯湯部分が離れているもの	設置費用の1/2以内(千円未満の端数切捨) 【上限：30万円】
4. 木質バイオマス熱利用設備	薪ストーブ及びペレットストーブ ※薪ストーブについては、二次燃焼構造等排煙を減少させる構造のもの	購入費用の1/10以内(千円未満の端数切捨)の2倍の額 【上限：15万円】
5. 林地残材の集積装置	①集積装置本体 ②集積装置本体と付属品のセット ③ロープと滑車のセット	購入費用の1/2以内(千円未満の端数切捨) 【上限：30万円】

※補助要件等の詳細、補助金額や各種様式については、市のホームページに掲載していますので、右の二次元コードからご覧ください。

※3、4、5は市内事業所も対象になります。

※市内に事業所を有する事業者から購入することが補助要件となります。

ホームページは
こちら▶



おたずね／環境政策課 ☎ 21-6741